

政治資金監査に関する Q & A の追加について

○ 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合の収支報告書等の記載の考え方

(趣旨)

政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合の収支報告書等の記載方法について、昨年 10 月に当委員会事務局あてお問合せいただいた。さらに、コード決済が急速に普及している状況を踏まえると、今後政治団体の職員がコード決済を利用して立替払いを行う事例も増加していくことが推測され、さらに問合せが寄せられることも想定される。

したがって、政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合の収支報告書等への記載の考え方に関して、以下の Q & A の追加を検討することとしたい。

【追加する Q & A】(案)

V-50 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合	
Q	政治団体の事務職員が、QRコード決済等のコード決済を利用した立替払いにより物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合、収支報告書等の記載方法や領収書等の取扱いはどのようなになるのか。
A	お尋ねの場合は、立替払いによる物品購入（V-45 参照）であり、物品購入相当分の精算は政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。したがって、支出を受けた者は事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は物品購入時点を記載することとなります。 また、コード決済を利用した立替払いにより物品を購入した際に、事務職員が徴した領収書等を、当該物品購入に係る政治団体の支出に対応する領収書等として取り扱って差し支えありません。 ※ コード決済は、現状個人に紐付いた支払い手段として一般的には想定されているため、事務職員個人がコード決済により立替払いを行った場合についてお示ししています。なお、政治団体がコード決済を利用する場合は、総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成 27 年 12 月改訂）」P137～P143 に準じて記載することが考えられます。

政治資金監査に関するQ & A（令和6年1月19日）：V-45

V-45 資金前渡し及び立替払いによる物品購入

Q	政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合や、事務職員が立替払いで物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。
A	お尋ねの場合は、資金前渡し及び物品購入相当分の精算のいずれも、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。 したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は、物品購入時点を記載することとなります。

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上して下さい。
- ② その後、電子マネーを利用した場合には、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソ

フトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

「Suica」などについては、次のQ3をご覧ください。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ 合計	10,000 10,000	HO. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社	
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	HO. 1. 20	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入
	茶菓	200	HO. 1. 30	〇〇(コンビニ)	電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券	500	HO. 2. 10	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入
	(略) 合計	10,000			会計帳簿作成ソフトの 「収入・支出同額計上 ボタン」をクリック
支出の総額		20,000			

（便宜上日付順で記載しています。）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	300	HO. 1. 20	自動的に太字部分を挿入
	金銭以外のものによる支出相当分	200	HO. 1. 30	
	金銭以外のものによる支出相当分	500	HO. 2. 10	
	(略) 合計	10,000		
収入の総額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q 1 で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	H〇. 1. 10	東日本旅客鉄道株式会社	
	合計	10,000			
支出の総額		10,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、物品を購入した時点で、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。
- ② その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した

場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

なお、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧ください。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H.O. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H.O. 1. 25	〇〇ホテル	
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	H.O. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に**太字**部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日		備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	H.O. 1. 20	←	
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	H.O. 1. 25		
	合計	80,000			
収入の総額		80,000			

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	ETCカード代金支払い 合計	80,000 80,000	H〇. 3. 10	〇〇カード	

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（次ページ参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること

から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。